

平成25年度事業マネジメントシート（施策・行政運営）

施策154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんの取り組み

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況も踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
目標項目						
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		76.7%	93.9% 92.9%	95.0% 92.1% (速報値)	0.97	96.0% 97.0%

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
26年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
基本事業	目標項目					
15401 大気・水環境への負荷の削減	大気・水質の排出基準適合率		100% 99.2%	100% 99.3%	0.99	100% 100%

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車環境対策の推進	NOx・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0%	100%	100%	1.00	100%
15403 生活排水対策の推進	生活排水処理施設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)		80.5% (25年度)
			78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	0.99	81.4% (26年度)
15404 伊勢湾の再生	水環境の保全活動に参加した県民の数		19,000人	24,500人		25,500人
			16,475人	23,834人	0.89	26,500人
15405 環境保全のための調査研究の推進	調査研究成果件数		4件	4件		4件
			3件	4件	0.50	4件
				2件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,597	14,330	14,162		
概算人件費		1,244	1,232		
(配置人員)		(138人)	(134人)		

平成25年度の取組概要

- ① 31測定局（四日市市測定局10局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ② 工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数46、その他の立入工場・事業場数578）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③ 光化学スモッグ予報*を5日、延べ4地域に、注意報を1日、延べ1地域に発令し、光化学スモッグによる被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④ 平成32年度までにNO_x・PM法*対策地域の全域で二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、NO_x・PM総量削減計画に基づき、実情に応じた流入車対策の具体策を流入車対策検討会議で検討
- ⑤ PM2.5（微小粒子状物質）*の常時監視を実施し、指針値超過のおそれがある場合には注意喚起（2月26日、3月18日）を行うとともに、防災メール配信システムによる情報提供を開始（3月19日から）し注意喚起の情報提供体制を充実化
- ⑥ 47河川62水域、4海域8水域におけるBOD*、COD*等の水質測定並びに地下水42地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦ 工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数271、その他の工場・事業場数321）
- ⑧ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ⑨ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ⑩ 三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき、関係機関、民間団体等と連携し、地域の実状に応じた

対策を進めるため、国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策として普及啓発用DVD、リーフレットを作成

- ⑪ 東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、海岸漂着物問題の普及啓発に向けたポスター及びパネルを作成し、各県市の環境イベント等で活用するとともに、問題の解決に向けた財政措置等について国への提言活動を実施
- ⑫ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑬ 市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が 79.1%（平成 23 年度）から 79.5%（平成 24 年度）に進歩

【年間実施結果】

平成 25 年度の成果と残された課題（年間結果）

- ① 県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、すべての測定局（31 測定局）で環境基準を達成（速報値）する見込みで、おおむね良好な大気環境が維持されていました。
- ② 発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる 46 工場・事業場で実施したところ、2 工場で排出基準を超過したことから改善指導を行いました。
- ③ 光化学スモッグ予報等を毎年発令していることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④ NO_x・PM 法対策地域における環境基準の 3 年連続の達成（平成 25 年度は見込み）に伴い、流入車対策の実施を延期したところであり、今後、対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤ PM 2.5 の常時監視測定局として新たに県内で 2 局が整備されたことにより、平成 26 年度は 23 局（四日市市測定局 3 局を含む）で監視測定を行い、指針値超過のおそれのある場合は的確に注意喚起を行う必要があります。
- ⑥ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 56%（平成 25 年度 速報値）であり、近年 60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦ 採水を伴う立入検査の結果、13 工場・事業場において排出基準の超過があったことから改善指導を行いました。
- ⑧ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、環境基準項目の追加に伴う調査を実施したことから、類型指定は平成 26 年度に実施することとなりました。
- ⑨ 伊勢湾再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しましたが、貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩ 海岸漂着物問題の解決に向けては継続的な取組が必要であるが、国による財政措置（平成 24 年度補正予算）が平成 25～26 年度の 2 ヶ年とされていることから、以降の対策の実施に係る財源確保が課題となっています。
- ⑪ 東海三県一市の海岸漂着物対策検討会として、民間活動団体主催の環境保全活動に参加するなど、NPO 等との連携に取り組みました。今後も、東海三県一市が連携し、この問題の解決に向け、取り組んでいく必要があります。
- ⑫ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 2 万 1 千名以上の方々が参加されたほか、

民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。

- ⑬ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.5%）は全国平均（88.1%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）（平成24年度末）や汲み取り世帯（約5万世帯）（平成24年度末）が多く残されおり、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、現行の生活排水処理アクションプログラムは、目標年度が平成27年度であるため見直しの準備を行う必要があります。

【平成26年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 059-224-2305】】

- ① 大気環境の常時監視は、平成25年度に新たに整備した1測定局も含め、32測定局（四日市市測定局10局を含む）での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ② 大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話をを行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③ 掛発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④ NO_x・PM法対策地域における大気環境の状況を見極めながら、必要に応じ、流入車対策の検討を行います。
- ⑤ PM2.5については、測定結果に応じて迅速な注意喚起の情報提供を行うなど、県民の関心に応えていきます。
- ⑥ 公共用水域等の水質改善のため、引き続き、平成23年度に策定した第7次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていきます。
- ⑦ 引き続き、工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話をを行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧ 水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成26年度中に県内43河川を対象に指定を行います。
- ⑨ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩ 引き続き、国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するとともに、平成27年度以降の恒常的な財政措置について、国への提言等を実施します。
- ⑪ 東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き、発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。
- ⑫ 海岸漂着物対策においても、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑬ 生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。また、県費上乗せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。さらに、平成26年1月に国において「都道府県構想策定マニュアル」が策定されたことから、本県の生活排水処理アクションプログラムの見直しのための「生活排水処理基本方針」を策定します。